

自撰本系『定頼集』の成立とその背景

——家集の整理時期は寛仁三年後半期か——

古 瀬 雅 義

はじめに、

藤原定頼の家集は、現在二系統伝わっており、それぞれ一類本、二類本と呼ばれている。両系統の伝本の比較考察は既に池田亀鑑氏森本元子氏らの研究がなされており、現在のところ(図一)のような形態が考えられている。本論で考えてみたいのは、二類本前半部すなわち一番歌から三三四番歌に至る、自撰本系と考えられる部分の編纂着手時期である。今この部分を自撰本系「定頼集」として考察を進めていきたいと思う。

〔図一〕「定頼集」の伝本形態



※自撰本系「定頼集」とは、二類本「定頼集」前半部分すなわち自撰部分である一番歌から三三四番歌までを指す。

一、自撰家集所収歌の詠歌年代

まず、自撰本系「定頼集」の詞書の中ではつきりと年月日を明記しているものが、以下の二例存在する。

〔資料一〕

①一四六、寛仁二年二月、雪のいみじくふるに、大将白河におはして、馬にのりて山づらを、ふに、たるひのつたにか、りてはたのやうなるをとりて、藤中将にいふ
しらいとのはたのか、るとみえつるは
きしの氷のむすぶなりけり

②二七七、長和五年四月二十七日、雨のいとどかにふるに、大納言の御もとに文やるとて
やへ葎しげれるやどにつれづれと
とふ人もなきながめをぞする

二七八、かへし
とふ人もなきつれづれのながめには

①一四六番歌の詞書によると、この歌は寛仁二年二月大雪が降る

中を左大将教通がいる白河の別荘に向かう途中、定頼が馬に乗って山のまわりを駆けていた時、つたにつららがかかって幡のように見えるのを取って藤中将長家に詠みかけたものである。正二位・權中納言・左衛門督・皇太后宮權大夫を勤めていた教通は寛仁元年（一〇一七）四月に左大将を兼任し、康平五年（一〇六二）四月まで四十六年もの長きにわたって左大将の任を勤めた。教通は寛弘九年（一〇一二）四月二十七日に定頼の妹を室としたから、定頼とは義理の兄弟という関係になる。定頼を長徳元年（九九五）生まれとすれば教通は一歳年下。同年代でもあり二人は幼友達として親しく交遊していた。また長家は寛仁二年（一〇一八）正月に右中将となり、治安三年（一〇二三）二月十六日權中納言任官までこの職を兼ね、定頼には寛仁元年（一〇一七）四月二十六日の元服の時に理髮を勤めて貰っている。この年の立冬は十月十日、翌寛仁二年の立春は正月十二日、春分は二月二十八日と遅く、閏月が四月にあり『御堂閔白記』によれば実際二月は雪の日が多かったことが知られる。よって一四六番歌は、登場人物の官職名及び大雪という状況が詞書に明記された「寛仁二年」の年時と齟齬をきたさない事が確認できる。

②二七七番歌の詞書については、『御堂閔白記』の記述より二十五日は夜八時頃（戌刻許）から雨が降りはじめ、二十六日は終日雨であったことが知られる。あいにく二十七日は天候についての記載はないが、『左経記』の同日条によると「天霽」とあるから、先日来の長雨がようやくあがりかけて「雨いとどかにふる」状態の後、雨があがったと知られる。これは歌に詠み込まれた「ながめ（長雨）」ともあう。公任は既に寛弘六年三月より權大納言を勤めていた。状況が詞書の「長和五年四月二十七日」の記述とあっている。

さらに詞書及び和歌の内容から詠歌年代の考証可能なものや、他書所伝、とくに『榮花物語』から考証できるものが数例みられる。たとえば一番歌より四一番歌に至る日付順配列を意識して編纂されたと目される部分は寛仁二年の春より十二月末までの歌を日記のように編纂したものと見ることができ、この事については森本元子氏が近著『定頼集全釈』⁴において「要するに巻頭以下こまでは、寛仁二年という年に視点を置き、そのころの詠を四季または月日の順に配列してまとめたものと認められる」と述べておられ、私もそう考えている。森本氏の学恩のもとに、詞書及び歌の内容より詠歌年代が判明したり、詠者や贈答歌の相手の考察から詠歌年代の下限を認定できるものを集めてまとめたのが『資料二』である。

〔資料二〕

①六一九 三月末に桜が満開で四月に入っても桜が残っていた。

↓寛仁二年三月末から四月（『御堂閔白記』）

二九一三二（長文の詞書）

八月十七日夜、定頼が内裏に参上すると大殿（道長）がいてくつろげなかつた。その後月に惹かれて資業（五位藏人）や範永（六位藏人）らを連れて、嵯峨野の遍照寺に出かけ、広沢池で月をめでて歌を詠みあう。

定頼藏人頭 寛仁元年三月六日

一 寛仁四年十一月二十九日

資業五位藏人 長和五年二月八日一寛仁四年二月五日

範永六位藏人 長和五年十一月五日一寛仁四年一月五日

新造内裏には寛仁二年四月二十八日に還幸

▼寛仁二年八月十七日道長は内裏に参上し泊（『御堂閔白記』）

↓寛仁二年八月十七日の史実

三六 大井川遊覧後宴〔御堂閔白記〕で「水もなく見えこそ渡れ大井川 岸の紅葉は雨とふれども」の歌を詠む。
〔西行上人談抄〕↓寛仁二年九月十六日

三八 「九月つごもりの日」式部卿宮邸で題詠

式部卿宮敦康親王の存命中↓寛仁二年十二月以前

②六〇一六五 治安三年三月に急死した次妹姫宮を悼む歌

六八一六九 治安三年八月の土御門第和歌会〔栄花物語〕

七〇 教通と大井川御祓↓治安三年八月〔栄花物語〕

七八一八一 公任と亡き姫宮を悼む歌贈答↓治安三年九月

③八二一八四 公任が長谷で出家する直前の贈答

↓万寿二年十二月〔栄花物語〕

④二〇三一一〇 母と亡き姫宮を悼む歌贈答↓治安三年

⑤一一二 道命阿闍梨と贈答↓寛仁四年七月以前

一一四 右衛門督藤原実成の従二位昇進を祝うとみて、

↓寛仁二年七月十一日

一一九一二二〇 道命阿闍梨と贈答↓寛仁四年七月以前

⑥二二四一二五 道長の桂山莊遊覧の詠歌として

↓長和四年八月二十八日

⑦三三一一三三、一四五 式部卿宮敦康親王の存命中↓寛仁二年十二月以前

一四六 「寛仁二年二月……」の詞書〔資料一参照〕

⑧一五〇 「一条の院の御時」の詞書。定頼は寛弘五年正月侍従。

一条天皇は寛弘八年六月十三日讓位↓寛弘年間

一五二 四条宮遊子の存命中↓寛仁元年六月以前

⑨二〇一 敦康親王を帥宮とする↓長和五年正月式部卿補任以前

二二〇 姘子中宮。定頼は長和三年十月より中宮権亮。「五月八日夜」の詞書↓長和四年↓寛仁二年の五月八日夜

二二六 喪を三条院及び四条宮遊子とすれば↓寛仁元年初冬

⑩二五五一二五六 源宰相頼定の存命中↓寛仁四年六月以前

二五八一二五九 誕子の喪服用を遊子の喪中と考え、藤の花の

素材とあわせて↓寛仁二年四月頃

⑪二七七 「長和五年四月二十七日……」の詞書〔資料一参照〕

二七九 左衛門督（教通）の次女真子の産の七夜

↓長和五年二月二十七日

二九二一二九五 「天王寺阿闍梨（道命）」と贈答

↓寛仁四年七月以前

道命は長和五年に天王寺阿闍梨となった。

三二三 教通の左衛門督在任中↓長和二年六月↓寛仁元年四月

三三〇 年末の大雪は、長和五年十二月二十九・三十日の降雪

を指すか。〔御堂閔白記〕同日条

⑫三三一一三三三 源宰相頼定存命中↓寛仁四年六月以前

三三四 一月十四日夜の月明↓長和四、五、寛仁元年。

なお寛仁二年は降雪〔御堂閔白記〕同日条

三三三一一三三四 「大斎院御集」所収歌より穢れによる加茂祭行

事役の急な交替と考えれば↓長和四年四月

〔資料二〕をもとにして、自撰本系「定頼集」の構成を図示してみ

ると、〔図二〕のようになる。

〔図二〕 自撰本系「定頼集」の構成図

①寛仁二年	一一九、二九一—三二	⑧寛弘—長和年間	一五〇・一五二
	三六・三八		
②治安三年	六〇—八一	⑨長和—寛仁年間	二〇一・二二〇—
③万寿二年	八二—八四		
④治安三年	一〇三—一一〇	⑩寛仁年間	二二三・二三六
⑤寛仁年間	一一二・一一四		
	一一九—一二〇	⑪長和五年	二七—三二〇
⑥長和四年	一二四—一二五	⑫長和—寛仁年間	三二—三三四
⑦寛仁年間	一三一—一三三		
	一四五・一四六		

〔図二〕より指摘できるのはまず②、③の部分、すなわち六〇番歌より八四番歌に至る治安三年・万寿二年がまとまって存在していることであるが、これは分類意識による素材の配列によつた構成と見ることがができる。五五番歌より六五番歌に至る歌は哀傷歌を集めた部分であり、その関連で治安三年（一一〇—一一三）三月に亡くなった妹（姫宮と呼ばれていた次妹）への哀傷歌を配列し、また七八番歌より八四番歌に至る部分は父公任との歌の贈答という共通項を指摘することができる。この部分では詠歌年代による年月日順配列というよりも素材関連配列ということになるが、意識的に配列に工夫をして、素材関連という流れにそつて読み進めていくことができるよう配慮されているようである。

森本氏は早く「定頼集」成立考⁵において詞書にみえる人物や史実から、「おそらくは作者の明確な集成意識のもとに、時期としては寛仁二年（一一〇—一一七）夏秋の間自ら草稿を収集整理することが

あったのであろう」と指摘され、更に「おそらく治安三年（一一〇—一一三）冬のころにでも再び草稿整理のおりがあったのであろう」と説いておられる。②の前の部分となる四五—五九番歌と③直後の八五番歌の詞書や歌に乱れが生じて題不明や初句が欠如しているのも増補する際、素材関連を意識して配列したが、割り込ませたことにより本文に乱れを生じた可能性があると説明がつくだろう。⁶

この点も含めて私は寛仁年間に自撰本の第一段階が出来上がり、その後第二段階として万寿年間になってその後の詠を整理して増補したのではないかと考えている。しかし寛仁年間の定頼の官人としての動向を調査すると、森本氏の言われる「寛仁二年夏秋の間」よりもその一年後の「寛仁三年の後半期」に編纂着手したのではないかと思われる。以下、この点について定頼の置かれた状況を中心に、家集を編纂するためのまとまった時間をとれた時期はいつ頃に設定できるのか、私見を述べていきたい。

二、「頭弁」時代の定頼の動向

公任の息子である定頼は長和三年（一一〇—一一四）正月二十四日に右中弁に補任され官僚としてのスタートを切つたが、それは中弁直任例として特筆されるものであった。左右中弁は藏人頭と兼任して「頭弁」といわれ、弁官と公卿あるいは藏人所を行き来したり、あるいは近衛中将と兼任して「頭中将」と称され、実際の行役を勤めるという大変忙しい役職である。更に定頼はこの年十月十五日に中宮妍子の所へも中宮権亮として勤務するようになったが、不幸にも当時の中宮大夫は温厚だが凡庸な藤原道綱で、結局定頼が中宮職の事実上の事務担当官となつていた。長和五年二月三日に禁色を聴き

れた後、寛仁元年正月二十四日に勘解由長官を兼任、同年三月六日
 にいよいよ藏人頭をも兼任し「頭の弁」という出世コースの事務官
 僚として寛仁四年（一〇二〇）十一月二十九日に参議に任ぜられる
 まで激務で多忙な日々が続く。とくに寛仁二年は正月二十七日に勘
 解由長官を辞し内藏頭を兼任、四月七日に近江権守を兼任、十月十
 六日は中宮妍子が皇太后となったのに伴い皇太后宮権亮と改まり、
 十二月には造大安寺長官をも兼ねている。

定頼の藏人頭補任は、前任者藤原資平の参議昇進にともなう後任
 人事であったが、藏人頭と同僚としては同じく小野宮流で又従兄弟
 にあたる藤原経通が前年より任に当たっていた。天元五年生まれの
 経通は定頼よりも一回り年上の三十六歳。藏人・弁官を長く勤めた
 事務官僚のエキスパートであったが、当時定頼が諸々兼任するのに
 比べ、経通は左京大夫を兼ねるだけで「頭の弁」の仕事に専従してい
 たらしい。まさしく実務家肌の事務官僚で、後年には左衛門督とし
 て活躍し、二十年後の長暦三年（一〇三九）十二月二十一日に強行
 された内大臣藤原教通の長女生子の入内事件では定頼と共に一族を
 挙げて教通に協力し、関白頼通の猛反対を押し切って後朱雀天皇の
 後宮に入内する生子の行列を左衛門督、すなわち警視總監として警
 護し任を果たしている。またその子供達は白河院の近習として活躍
 しているが、寛仁年間当時、二人は藏人頭として同僚であった。
 この時の定頼の動向を公卿の日記（御堂関白記）・【小右記】
 ・【左経記】より調査し、まとめたのが（資料三）である。
 （資料三）記録類から見た定頼の動向

寛仁元年

三月六日 藏人頭に補任

寛仁二年		寛仁三年	
四月二十六日	長家元服、理髪定頼	二月十日	春日祭内藏寮の使に随行した際に鹿を射た武者に被物を支給して咎められる。
八月十日	東宮（敦良親王）昇殿を聴される		
九月二十日	頼通のもとで大神宝使の定文を書す		
九月二十二日	道長の岩清水八幡宮詣に参加	十一月九日	教通娘生子・真子、着袴。皇太后宮妍子、亮定頼を使とし装束一襲を支給
十月一〜二日	大神宝使について道長の御使を奉仕		
十月四日	五節舞人の執筆		
十一月二十一日	新嘗祭の御卜の奉仕		
十一月二十二日	豊明節会の奉仕		
十二月四日	道長の太政大臣任のときの伝達役奉仕		
正月三日	後一条天皇元服。定頼能冠役を勤める		
正月八日	尚侍威子方に御使として藏人頭定頼来る		
正月十四日	土御門第に摂政頼通の後に来る		
二月二日	尚侍威子の前で兼房が定頼を罵辱するが定頼は咎められず		
三月八・十三日	尚侍威子入内の時、道長の使を勤める		
閏四月十五日	競馬に奉仕		
九月十六日	小一条院大井川御幸で詠歌		
十月二十二日	土御門第行幸の際の擬文章生試及び作文、題詠で内藏頭定頼が東宮の硯を供奉		

二月二十三日 季御説経に奉仕 小

二月二十八日 尚侍嬪子着装のとき、皇太后宮嬪子が 小

亮定頼を使とし装束一襲を支給 小

五月十三日 先日(三月二十一日)出家した道長の 小

法華三十講に奉仕 小

十二月二十二日参議昇進できず、左中弁転任に終わる 小

十二月二十九日失望のためか、転任後初の結政に遅参 小

寛仁四年 二月十一日 結政の後、宴あり。定頼参加。 左

三月二十八日 辞内蔵頭 弁・公

九月十九日 定頼が官奏。率分勾当となる。 左

九月二十一日 為立坊勾当(東宮傅道綱の病によるか) 弁

九月二十四日 勸学院山階寺别当となる 左・弁

十一月八日 定頼が官奏する。 左

十一月二十九日任参議・右大弁 左・弁・公

十二月七日 昇殿を聴さる 左

十二月十日 結政に参加 左

閏十二月一日 参陣に定頼参上して官奏有り 左

(以下省略)

以上のデータより「頭弁」定頼は着任した寛仁元年、翌二年と大変忙しく勤務していることがわかる。記録類に現れたものだけでもこの有様である。実際はこれ以上に激務であったものと思われる。

ところが寛仁三年になると様子が変わってくる。すなわち五月十五日の入道道長の法華八講に奉仕した後、その年の暮も押し詰まった十二月二十九日の結政に遅参したと「左経記」に記載されるまで

の半年間、定頼の動向は管見に入る限り不明なのである。寛仁三年

六月以降の主な重要行事としては、七月に相撲会、八月二十八日に

東宮敦良親王(後の後朱雀天皇)の元服、九月二十七日には入道道

長が受戒のため東大寺へ下向、十月に内裏大垣の修築、十一月の春

日使の件、十一月十六日に豊明節会などが行われ、「頭弁」として

定頼が当然奉仕すべき行事が諸々あったにもかかわらず、定頼が奉

仕したという事実は記録上から確認することができず、その間もう

一人の「頭弁」経通が一人で忙しく政務に携わっているのである。

しかし寛仁四年になると定頼は再び政務に参加し、除目・叙位・

節会と並んで重要な「官の奏」も十一月八日に行い、この年十一月

二十九日に定頼は念願の参議昇進を果たしている。いったい定頼は

寛仁三年の後半期、どういう状態に置かれていたのだろうか。ここ

で見逃せないのは、大江匡房の著した「江談抄」の記事である。

三、「江談抄」に見える定頼の逸話——半年謹慎した蔵人頭

「江談抄」(水言抄)五九・類従本七九)に「四条中納言、嘲弼

君顕定事」として次の逸話が記載されている。¹⁶⁾

(資料四)

又四条中納言為蔵人頭之時、嘲弼君顕定、誰(許力)以虚誕、

為宇治殿仰。其中言、宇治殿聞食、被勘発定頼云「撰政・関白

ナドハ人ノ嘲哂スル者ニモ非ズ」。依此事、半年許塾居云々。

顕定宇治殿方人也云々。定頼二条殿方人也。故有意緒歎。古今

蔵人頭久被勘助事之例云々。 (水言抄)五九による)

この資料によると、定頼は蔵人頭時代に彈正台弼であった源顕定を嘲笑したが、その文言の中には頼通の発言を引き合いに出すとこ

ろがあり、このことを聞きつけた頼通に「摂政や関白というものは軽々しく個人の言動の非を口にしないものだ」とたしなめられた。恐れ入った定頼は半年ばかり蟄居したという記事である。

大江匡房はこの事件の理由を「宇治殿頼通と二条殿教通の対立があったからか」としており、「藏人頭で久しく勘気を受けた例」とのコメントを記している。

さらに寛仁三年の除目における経通と定頼両藏人頭の参議昇進争いの顛末も考え合わせてみる必要がある。除目を一ヶ月後に控えた十一月二十三日の「小右記」の記事を見てみよう。

四条大納言示送云「可有公卿召云々、右中弁定頼藏人頭、欲令申宰相、思慮可示送」、報云「弁転任無其期、只昇昇晋太往（佳カ）事也。若有天運、会可然之時者、次々事可無停滞」、大納言云「至今可申天授」、不取者還以可恐者、左中弁経通為頭上臈、若彼不望者可申歟、此間不得其心。

この記事によると、四条大納言公任は小野宮実資のもとへ文を遣わして息子定頼の参議昇進を諮問した。これに対し実資は「弁官転任の時期ではないが、早く昇進することはまことに喜ばしいことである。もし天運に恵まれているのなら自ずから昇進の停滞することがないだろう」と返事を送った。実資は弁官の異動は予定に無いことを知ってはいたが、公任の諮問も無下に却下するわけにもいかず、当たり障りの無い返事を送ったのであろう。これに対し公任は「今がその時期である」と再度返事を送ってきた。しかし経通という上臈がいるのに、それをさしおいて定頼の参議昇進を諮問してきた公任の真意を实資は図りかね、経通が昇進を望まないのであれば申請すべきだが、と記している。序列を気にしている点に注目したい。

二十六日には

右中弁定頼八座事申達大納言（公任）御許、報云「申両殿（道長・頼通）気色頗宣者」

とあり、定頼の参議昇進を申請しておいたことを公任に報じ「道長・頼通ともに気色はとても良かった」と伝えている。

一方、左中弁経通は当初、左大弁への昇進を所望していた。同じ二十六日条にはこの後に

左中弁経通示送云「明後日可有直物者」

とあり、経通は実資のもとへ直物小除目が二十八日に行われると伝えている。そして前日の二十七日に実資のもとを訪れて昇進のことなどを相談している。しかし二十八日というのは経通の誤りで、当日実資は右少弁資業の報告より、人事異動は諸説が縦横に飛びかっで決まらず、来月十一日以後に行われるということを知った。経通はそれから二日後の三十日にも実資を訪ね、再度昇進の件につき相談し、今度は「左大弁事、頗宣云々」と熱烈に左大弁職を所望している。これを受けて実資は「若成熟（就）者相合歟」との感想を記している。実資にしてみれば、定頼は参議昇進を望み、一方経通は左大弁転任を希望しているのであるから、双方争うことなく事が穏便に運ぶと踏んだのであろうか。

十二月に入り十一日を過ぎると、経通が活発に昇進運動を展開していたことが、「小右記」に詳しく記されている。まず十三日には左中弁経通来、語昇進事。「未承左右、日来依産穢蟄居、今日可参処々者」

とある。経通は実資を訪ね「この所、産穢で蟄居していたこともあって昇進のことについて何も聞いていませんが、これからいろいろ

ろとまわって運動してみようと思ひます」と語り、十七日には、参内して政務を執つた後、小雨のやむのを待つていた実資に対し、

左中弁経通云「入道殿未時許参入給。今日有上達部昇譚敷。

身上事未承案内者」

とあり、「入道殿（道長）が未の時頃参内なさつて、上達部昇進の話があつたようですが、自分は何の連絡も受けてはおりません」と話している。不安な胸中を訴えている経通の姿が伺われよう。

翌十八日条には、

頭弁経通示送云「所望不合、依左大弁不可昇賢、二位宰相并右中弁定頼必定者」、

とあり、これは経通が実資に対して送つた人事の情報であろうと考えられる。「現職の左大弁（源道方）は昇進できずに留任しそうなので、私が所望した左大弁昇進は無理のようです。しかし二位宰相（藤原兼隆）と右中弁定頼は昇進するのが決まりそうです」と実資に報じた内容である。一昨年前に父懐平を亡くしている経通にとって最後の頼みの綱である叔父実資に対し、自分の昇進について「何とかしてください」との気持ちを含めて嘆願していたのであろう。

さらに十九日条には、

辛丑、大納言御消息状云「納言、左大弁必定云々。二位宰相若加可任敷、宰相不可任云々」、宰相・左中弁等来。弁云「昇進事未承成敗、昨申入道殿、無左右命、今夕可取案内」

とある。私は大納言（公任）の消息状の内容を「参議から中納言に昇進するのは左大弁（源道方）であることは必定であらう。また、

二位宰相（藤原兼隆）が中納言に昇進するという噂も聞いている。だが、いずれにしても定頼が後任として参議となることは無理だろ

う」と解釈した。

しかしながら公任のこの手紙は言葉通りに受け取るには問題があるようだ。もともと公任は先月来定頼の参議昇進を画策していた。それがここへきていきなり引つ込めているのがいさか気にかかるのである。定頼参議昇進を諦めたようなこの言葉は、おそらく実資に対する公任のポーズであらう。実資にとつては公任・定頼父子も経通も、ともに同族の小野宮家である。しかも実資は序列を大変気に懸けるタイプの人物であつた。経通も定頼も共に「頭弁」であるが、経通は左中弁であり右中弁定頼よりも上臈でまた歳も上、しかも勤務評定の面でも経通の方が上であるから、参議昇進の順序としては経通を先とするのが上策であつたはずである。ところが実資は経通の同母弟で四歳年下の資平を養子とし、強力なバックアップの下に二年前の寛仁元年に参議に昇進させていた。しかし未だ参議の末席のままであり、そこへ経通が参議として加わると、年上でしかも正四位下の位を叙されたのは経通が先であつたことから序列は「位資平上」となり、経通のほうが自分の養子とした資平よりも上ということになつてしまふ。実資としては大いに悩むところであつただろう。それを見込んだ公任は実資の気持ちを慮り、今まであからさまに依頼してきた定頼の参議昇進の申請を引つ込めるポーズを見せたのではないか。つまり公任は外交辞令として、実資自身で考えてくださいと一任する格好をとつたのだが、本心は相変わらず定頼の参議昇進を願つていたと考えられる。

一方、左中弁経通は同母弟の参議資平を連れて実資を訪ね「昇進のことは未だどうなつたか聞いていません。ただ昨日入道道長殿に申し上げたところ、まだ決まつてはおらず今夕わかるそうです」と

話している。経通が弟資平を連れてきた理由もいろいろ考えられるが、実資の奥歯にものが挟まったような返事の真意を経通はつかめないので資平に同席してもらい、その言わんとするところの意を解釈して貰うためか、あるいは参議昇進した時に序列の問題が絡んでくることを見越し、自分は実資に対してフェアに運動していることを資平に納得して貰うために同席させたのかも知れない。当初左大弁昇進を所望したのは資平との兼合いを考えてあからさまな参議昇進の所望を憚ったためとも考えられよう。そうなるも本質的に定頼と経通は参議昇進争いをしていただけで、定頼は父公任を通じて、経通は自分自身で活発に昇進運動を展開していたことになる。

ところが二十一日になると様子が変わる。「小右記」同日条には又内仏名始。左中弁経通来云「宰相事放埒、右中弁定頼必可任云々、至今不思大弁事、此度欲拝任何為者」余答云「可在心」と見える。二日間のうちにまた状況が変わったらしい。どうやら定頼が参議に昇進しそうだという噂を聞いた経通は、実資に対し「参議昇進の人事は何事ですか。右中弁定頼が任せられるというではありませんか。こうなったら私は大弁職の所望を撤回して、今度の除目でいきなり参議拜任を所望しますが、いいですね」と食ってかかっている。かなり腹を立てているようだ。それに対して実資は「心ニ在ル可シ」とやんわり受けているが、これでは答えになっていない。何やら返事をごまかして逃げているように見受けられる。どうもこのあたり、実資はわざとわかりにくく書いてあるようである。⁽²¹⁾

この経通と定頼の参議昇進レース、結果は経通が勝者となった。二十一日夜の除目においては、

権大納言教通兼、権中納言兼隆、参議経通兼、権帥行成兼、

左中弁定頼、右中弁経頼、左少弁資業、右少弁義忠兼、縫殿頭保季王、主税屬大春日為賢、主殿頭貞利、伊勢権守藤原正忠、左兵衛佐資房、正四位下泰通造殷富門功、

という結果となった。経通は摂政頼通に直訴し、言い分を認められてめでたく参議に昇進、公卿の列に加えられ出世。それに対しすっかりその気で参内の用意までしていた定頼は参議昇進かなわず、わずかに左中弁に転任するにとどまり、それを知った公任は顔色を変えた。失望した定頼は二十九日の転任後初の結政に選参する始末でこの時の様子を、実資は二十二日条のように書き記している。

甲辰、弘明、大納言(公任)被示左中弁去弁申任八座事、彼息弁定頼必可任八座者、而経通俄依望申定頼事相違歟。(中略)

新宰相(経通)来、相逢之間早致拜礼、引座清談次云「昨日申撰政(頼通)、報命云「至汝申勿論、唯可申入道殿(道長)者」、仍馳参申事由、已有許容、申給彼御書持参撰政御許、随亦被任也」四条大納言(公任)被参入、又定頼致用意参入、内々有前驱儲者、而忽有此事、大納言気色相変早出者。

しかしこの昇進争いの全体をよくながめてみると不審な点がいくつかある。一つは定頼自身昇進運動をした形跡が全く見えない点。二つは父公任の強いバックアップがあったにもかかわらず、定頼は参議になれなかった点である。わずかに左中弁に転じたのは一応公任父子の顔をたてた政治的配慮によるものであろうが、結果として定頼が参議昇進に足踏みをくらった格好になっているのである。

おそらくこれは、寛仁三年の後半期に前々から快く思われていなかった頼通から勘発を被り、半年もの間塾居していたことが大きなハンディキャップとなったためであろうと考えられる。

四、謹慎中の自撰家集編纂着手とそのねらい

寛仁三年の後半期、定頼は自宅で塾居していた。塾居謹慎といえ
ば聞こえは悪いが、見方を変えればここ二、三年の職務多忙な毎日
とは異なった日々を過ごすことができたということになる。なにし
る塾居であるからどこかへ出かけることもままならない。それなら
ひとつ、今まで詠んできた歌を整理して自撰家集を編纂してみよう
かと思いついたのではないか。昨年秋、大井川御幸の折りの題詠歌
を披露したとき、意外性に富んだ見立てと逆転発想の妙により場を
盛り上げた歌を詠み、その話が徐々に広まってきた。⁵詠草も随分た
まった事でもあるし、まとまった時間を取る機会も暫らくはないだ
ろうから今のうちにと考え、塾居していた間に整理して自撰家集の
編纂作業を進めていた、と想像することは充分可能であろう。

また、定頼にとって自撰家集編纂は参議昇進レースにおける彼な
りの政治戦略であつたと考えることもできよう。ライバルの経通は
キャリアもある実務家肌の事務官僚である。仕事もできる。定頼は
経通に比べると仕事面の勤務評定ではるかに不利なわけである。
それならばいつそのこと父公任がやったように文化面で名をあげて
いくという戦略を踏襲することでライバルと対抗しようとしていた
のではないか。とくに出来上がった家集は、頼通への手土産として
効果的に活用することができよう。頼通は寛仁元年三月十六日に父道
長より摂政を引き継いでから今年で三年たった。この三月二十一日
に道長が出家した今、頼通は自分の政権を確立するために同世代の
ブレイン集めをしていたはずである。定頼は頼通からは「教通グル
ープの一員」と見られており、受けが悪く塾居させられてしまった

が、いつまでもとつきにくいままでも対立していたのでは埒があか
ない。将来のことを考えてここはひとつ接近を図ろう、との方針を
固め、塾居後、出仕した時に頼通から「謹慎していたとき何をして
いたのか」と聞かれた場合「手すきびにこんなものをつくっており
まして、決してあなたを恨んだりしていたわけではありませぬ」と
答えて自撰集を贈り、それによって接近のきっかけを作ること考
えていたのかも知れない。こう考えていくと、自撰家集の編纂方法
にも力が入り、素材関連配列と日付順配列の二本柱を織り交ぜなが
ら構成していくという力作ができあがったのもうなずける。

自撰本「定頼集」は、定頼にとっては単に家集というだけではな
い、いわば政治的戦略を含めた所産物であり、それは謹慎していた
がためにまとまった時間の取れた寛仁三年の後半期に編纂作業を進
めて原形が出来上がり、のちに折を見て素材関連配列を意識しなが
ら増補し、今日現存する自撰本系「定頼集」の原本が完成したの
ではないだろうか。

こうした推定を更にあと付ける為には、定頼の伝記資料その他か
ら想像される性格等についてもふれなければ十分な説得性を持ち得
ないという面もあろうかと思われるが、この点については後日、稿
を改めて論じたい。

※本文中の和歌はすべて「私家集大成」中古Ⅱ（昭和四八年 明
治書院）によった。なお、仮名、漢字、句読点については私意によ
って改めた箇所もある。

〔注〕

(1) 森本元子氏「定頼集成立考」(『私家集の研究』所収 昭和四

めたことになる。私見では、頼通は摂政・関白職にある者の心構えを述べることによつて間接的に定頼の行動をたしなめたと解釈した。上級職を軽んじた類話は「大鏡」の「太政大臣道長」に、東三条院詮子が石山詣をした時、内大臣伊周が事情により早退するため詮子に承諾を得ようと行列を止めた所、馬に乗っていた大納言道長が近寄り「日が暮れてしまふから早く行け」と軽くあしらひ、このことを聞いた左大臣道隆は道長の行動を快く思わず「大臣軽むる人のよきやうなし」と語つたと言う話が見える。

(18) 頼通より勘発を被つた人々は、源経頼など「江談抄」の中で数人見られる。源経頼は源師房をそしつたため勘責を被り、それを気に病んだ経頼はほどなく病死した話が見える。この源顕定は次の八〇話でも宮中で藏人平範圍に笑われている。

(19) 「小右記」同日条

(20) 寛仁二年当時、二位宰相と呼ばれうる人物は「公卿補任」によると藤原兼隆と源道方の二名が存在する。このうち兼隆が二十二日の除目で権中納言に昇進しているので、ここは兼隆を指すと判断した。「左経記」では同年十二月二十二日条における除目の記述で、権中納言に昇進した兼隆の前職を「二位宰相」と記している。

(21) 日記の本文解釈に当たっては、ことが人事にかかわることだけに各々の思惑が絡み合つて複雑怪奇であり、私見はひとつの舞台裏の想定に過ぎぬかも知れないが、前後の事実を考え合わせ、またその時の人々のポスト及び予想される結果から見てこういう意味に取れるのではなからうか、と考える。

(22) 初めはそう仲良くもないが、のち接近して親しくなりブレインとして引き立てられるというケースは、父公任が道兼の死後道長に接近し成功をおさめているという身近な例がある。

(付記) 本稿は平成二年度広島大学国語国文学会春季研究集会(平成二年六月二十四日)において同題で口頭発表した内容に加筆したものです。席上貴重な御助言を賜りました諸先生方には記して御礼申し上げます。また本稿を成すに当たり、稲賀敬二先生及び位藤邦生先生には御多忙の折にもかかわらず、終始暖かい御指導を賜りました。心より感謝申し上げます。

—— 広島大学大学院博士課程後期在学中 ——